

通知預金規定

1. (預金の預入れ)

通知預金（以下「この預金」といいます）の預入れは1口1万円以上とします。

なお、通帳により預入れるときは、必ず通帳を持参してください。

2. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

(2) 6. (預金の解約) (4) 項による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

(3) この預金は、当金庫がやむを得ないものと認めた場合を除き、据置期間中は解約することはできません。

3. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに当店で返却します。(通帳の場合は、当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。)

4. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

(2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の付利単位は1,000円とします。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、6. (預金の解約) (4) 項①～③のいずれにも該当しない場合に利用することができ、6. (預金の解約) (4) 項①～③の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (預金の解約)

(1) この預金を解約するときは、証書の場合は所定の受取欄に（通帳の場合は当金庫所定の払戻請求書に）届出の印章により署名（記名）押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

(2) 前項の解約手続きに加え、当該預金の解約手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続きを行いません。

(3) 解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。

(4) 下記①～③の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じた時は、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または下記A～Eまでのいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して下記A～Eまでのいずれかに該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他 A～Dに準ずる行為

7. (規定の適用)

この預金には、本規定のほか、後記「普通預金（無利息型普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金共通規定」が適用されるものとします。

以上